

フットベース ボール ルール集

関東フットベースボール連盟

フットベースボール規則

試合に関する規定

【試合場】

- 第1条 試合場は試合場区画線が引ける場所が必要であり、試合場内に障害物などが有るときは、特別グラウンドルールを設けて実施する。
- 第2条 内野（インフィールドダイヤモンド）の各塁間は16mであり、本塁ベースから制限線（ディフェンスライン）までは8mとする。各ラインは別図のとおりとする。

用具と選手に関する規定

【用具と服装】

- 第3条 使用ボールは、ミカサ及びモルテンのフトベースボール用とする。
空気圧は、 $0.45 \pm 0.05 \text{Kg/cm}^2$ 、300～350g
- 第2項 ベースはキックベース用で1塁はダブルベースとし、塁ベースは38cm×38cmで本塁ベースは50cm×50cmの扇型でいずれもゴム製を使用する。
〔註〕フット&キックベースボールのベース。
- 第3項 靴はゴム底製の物を使用。スパイク等は禁止。
- 第4項 ユニフォームは同色・同型の物を着用し、背番号を付けて胸にチーム名（含標識）を付ける。キャプテンは、左胸に指定のキャプテンマークを着ける。プレイヤーの背番号に規定は設けない。

【チーム】

- 第4条 チームは監督1名、コーチ1名、スコアラー1名および登録選手で編成されベンチに入る。登録選手は20人迄で試合は11人で行う。1人がキャプテンの任に当たる。
- 第2項 守備チームの選手はキックするまで、制限線内（ディフェンスライン）を除くフェアグラウンド内ならどの場所の位置に就いてよい。但し、キャッチャーはキャッチャーサークル内に就く。登録選手20人以内がベンチに入れる。なお、ランナーコーチは登録選手に限る。
- 第3項 各チームは11人未満の選手で、試合を開始及び継続することはできない。
- 第4項 補欠選手は選手と交代できる。交代した選手は、ランナーコーチ以外は、その試合の選手となれない。但し、怪我の治療の場合に臨時交代を認める。

試合の種類に関する規定

【正式試合】

- 第5条 試合は両チームが7回の攻守を完了した後に得点を比較して総得点の多い方を勝ちとする。これを正式試合という。
- 第2項 後攻チームが6回を完了した時の総得点が、先攻チームの7回を完了した時の総得点よりも多いとき勝ちとする。
- 第3項 後攻チームが7回を完了しないが、先攻チームより1点多くなった時は後攻チームの勝ちとする。
- 第4項 (1) 両チームとも5回以降の攻撃を完了した時に、天候（日没・降雨・強風等）により試合続行不可能と審判員が判断したとき、両チームが攻撃を完了した均等回における得点差で決める。但し、後攻チームの4回完了得点、および5回の攻撃中における得点が、先攻チームの5回完了得点より多いとき。
- (2) 5回以降続行した後、回の途中で前項の宣告のあった場合には、後攻チームが勝ち越している時は勝ちとする。後攻チームの得点が少ないときは両チームの攻撃完了最後の均等回で比較し勝敗を決める。

第5項 7回を完了しても同点のときは、延長戦とする。均等攻撃回数を完了して、どちらかが多く得点を取るまで継続する。但し、後攻チームが7回以後の攻撃で1点勝ち越したら試合を終了する。

第6項 次の場合は正式引分試合であり、再試合とする。

- (1) 両チームが、5回又は5回以後の攻撃を完了後、第4項により試合中止になった時に均等回数における得点が同点だった場合。
- (2) 両チームが、5回又は5回以後の攻守を行った後、後攻チームが攻撃途中で第4項により試合中止になった時、得点が同点だった場合。
- (3) 後攻チームが5回裏の攻撃中第4項により試合中止になった時、得点が同点だった場合。

[註]コールドゲーム・延長戦・勝率の同じ場合等は大会規則で定める。

【放棄試合】

第6条 次の場合、主審は**放棄試合**を宣告し相手チームに15対0の勝利を与える。

- (1) 試合開始時間に現れなかった場合。試合を始めようとしなかった場合。審判員がタイムを宣告しないのに続行を拒んだ場合、又、主審が試合終了を宣告しないのに試合を拒絶した場合。
- (2) 主審がプレイを宣告して、30秒以内に試合を始めなかった場合。
- (3) 試合を長引かせる行為をした場合。
- (4) 審判員の警告を無視して反則行為をした場合。
- (5) 選手が11人未満になった場合。

【攻守決め】

第7条 先攻、後攻の選択はキャプテンの「ジャンケン」により決める。

【試合場の適否】

第8条 試合場の適否は主催者に一任される。

【試合開始】

第9条 試合進行は次のとおりに行う。

- (1) 主審は「集合」の合図をして、両チームに本塁ベースを挟んでチームを整列させる。尚、主審・塁審はホームベース手前に整列する。
- (2) 主審は諸注意をし、挨拶をする。後攻チームは直ちに守備につき、先攻チームはベンチに戻り第1打者はネクストボックスに入りプレイボールを待つ。次打者・ランナーコーチも所定の配置に就く。但し、ランナーコーチに就く、就かないは自由でよい。
- (3) 守備側のキャッチャーがキャッチャーサークルに入ったら、プレイボールの合図をし、試合開始の笛を吹く。

【作戦タイム】

第10条 作戦タイムは1試合2回とする。時間は1回30秒以内。

- (1) 1回(1イニング)の守備に於いてキャッチャーと他の野手との交代は作戦タイムとする。
- (2) キャッチャーがボールを置いて、守備態勢を見たり、監督等の指示を受けたりしてキャッチャーサークルに入る迄の時間は10秒以内で、10秒以上は作戦タイムとする。

[注]この条項により2回の作戦タイムを使ってしまった後は、10秒と同時に主審が、キャッチャーサークルに入る様指示する。指示が2回になったら警告・注意をして第6条(3)(4)の適用ができる。

攻 撃 に 関 す る 規 定

【打者の位置】

第11条 攻撃チームの選手は、打者・コーチ以外はベンチ内で待機しなければいけない。又、次の打者はネクストボックスに入らなければならない。

【打者の順序】

第12条 両チームは規定のメンバー表を提出する。審判員に提出した打順は試合途中で変更はできない。選手が補欠と交代したら交代者は打順を引き継ぐ。

- (1) 第1回以降の打者は、前回の攻撃時間を完了した打者の次の順位打者が第1打者となる。但し、前回の第3アウトが離塁アウトの時は、その時の打者が第1打者となる。
- (2) 攻撃時間とは規定によりアウトになるか走者になるまでをいう。

【フェアボール】

第13条 フェアボールとは、次に列挙するものをいう。

- (1) 本塁・1塁又は本塁・3塁のフェアグラウンドに止まったもの。
- (2) バウンドしながら外野の方へ行く場合に、フェアグラウンドに触れながら通過するか、フェアグラウンド上の空間を通過したもの。
- (3) 1塁（フェア地域のベース）・3塁のベースに当たったもの。
- (4) フェアグラウンド内の空間で審判員・野手に触れたとき。
- (5) 最初に落ちた地点が1塁若しくは3塁を越した外野のフェアグラウンド内の場合。

【ファウルボール】

第14条 ファウルボールとは、次に列挙するものをいう。

- (1) 本塁・1塁又は本塁・3塁のファウルグラウンドに止まったもの。
- (2) バウンドしながら外野の方へ行く場合に、ファウルグラウンドに触れながら通過するか、ファウルグラウンド上の空間を通過したもの。
- (3) 最初に落ちた地点が1塁、もしくは3塁を越した外野のファウルグラウンド内の場合。
- (4) 蹴られたボールがファウルグラウンド内、ファウルグラウンド上の空間で審判員・野手・走者に触れたもの。

【ファウル】

第15条 ファウルとは、次に列挙するものをいう。

- (1) サイドキック・意図的な弱いキック・蹴りそこないのキック・空振り。
- (2) キックエリアのラインを踏んだ場合。
- (3) 主審の1回目の笛から10秒以内にキッカーゾーンに入らない場合。

【打者がアウトとなる場合】

第16条 次の場合には打者がアウトとなる。

第2項 打順が違った場合。

- (1) 不正打者の攻撃が完了し、次の打者に対し笛が鳴る前にその誤りが発見されたときは正位打者がアウトを宣告される（アピールに依る）。正位打者のみアウトで他の走者は前の塁に戻す。次の打者はアウトを宣告された次の順位にある打者である。
- (2) 打順違いがあっても、完了する前に気が付いたら、正位打者と交代できるが、カウントは引き継ぐ。
- (3) 不正打者の攻撃が完了してもアピールがなく、次の打者の笛が鳴ったら正当とみなされ打順を1回抜かされただけで制裁はなし。

第3項 主審のキックスタートの笛が鳴ってから、「10秒」以内に攻撃しなかった場合。

第4項 フェアエリア又はファウルエリアのフライが地面に触れる前に野手に捕球された場合。

第5項 ファウルボール又はファウルを合わせて「2回」したとき。

走 塁 に 関 す る 規 定

【走塁の順序】

第17条 走者はアウトされる前に身体の一部を塁に触れることで、その塁を占有する権利を得る。次の塁に触れたとき、規定により塁を明け渡さなければならなくなるまで、占有を継続する権利を有する。

第2項 走者は各塁を合法的順序で一塁・二塁・三塁・本塁を触れて進む。試合進行中では、逆走する場合も反対の順序で触れて戻る。走者は一旦塁を合法的に占有したら野手を混乱させるため、又は戯れに逆走することはいけない。

第3項 走者は先の走者を追い越してはいけない。逆走のときも同じである。

第4項 ある走者が挟殺プレイなどで占有していた塁を離れている間に、後位の走者がその塁を占有したときは、その塁を離れなければアウトにならない。しかし、前位の走者が帰って来て、2人の走者が同時に占有したとき、後位の走者はボールを触れられるとアウトになる。

第5項 2人以上が走塁をした時に前の走者が、塁を空過したために空過の塁でアウト（アピールによる）になるが、後位の走者は責任を負わされない。但し、空過によるアウトが第3アウトだったときは、後位の走者の得点は入らない。又、後位の走者が本塁を踏んだら、どこかの塁を空過した前の走者は、空過した塁の踏み直しはできない。

第6項 打者がフェアボールを蹴って走者となり1塁へ進む時の逆走はできない。

〔打者が走者になる場合〕

第18条 打者がフェアボールを蹴った瞬間に於いて走者（打者走者）となる。

第2項 蹴る前にキャッチャーがサークルを出た場合。

〔走者がアウトとなる場合〕

第19条 打者が飛球（フライ）を蹴ったとき、フェアグラウンド内で地面又は野手以外のものに触れるまでに、野手に捕球された場合。

第2項 打者がフェアボールを蹴って走者となり、1塁に達する以前に野手が塁に身体を触れて完全にボールを保持した場合。

第3項 打者が、フェアボールにより走者となり、1塁に達する以前に野手によりタッチされた場合。

第4項 走者が、或る塁に達しようとして（進塁・帰塁）する時に、野手が保持したボールでタッチしようとした時にタッチを避けようとして、塁間を結ぶ直線から3フィート以上離れた場合。

〔註〕走者は、蹴られたボールを守備しようとして野手が進路にいた場合はその後方を通る。

この場合、走者は3フィート以外に出てもアウトにならない。

3フィートとは、塁間を結ぶ直線を中心に左右3フィートすなわち6フィートの幅の地帯を通常の走路とみなす場所である。走者が野手のタッチを避けて走路内から走路外へ出たときはアウトになる。走者が走路外にいたときは、走路から遠ざかるように避けた場合は直ちにアウトになる。走路内に戻るようにしてタッチを避けた場合は、走者と塁を結ぶ直線から3フィート以上離ればアウトになる。

第5項 試合進行中に占有権を有する塁に身体の一部を触れていないでボールタッチされた場合。

第6項 打者が蹴ったフェアボール（ゴロ・フライ）が野手に触れる前に走者に直接触れた場合。

第7項 フェアフライまたはファウルフライのボールが地面に触れる前に捕球され、その捕球後に占有していた塁に帰るに際しタッチされるか、走者の帰着より先に野手が該当塁で合法的に保持した場合。タッチアップは最初に野手が触れた時から。

第8項 試合進行中に正規に進塁・帰塁する場合に塁を空過したなら、走者が触れなかった塁上でボールを保持した場合、及びタッチされた場合。 （アピールプレイ）

第9項 走者が1塁、1塁2塁、1塁2塁3塁にいる時に、打者が走者になったら塁上の走者は、後位走者がアウトにならない限り占有権は消滅するので次の塁に進まなければならない。この場合に次の塁に触れる前に、その塁でボールを保持されるか、ボールに触れられればアウトになる。

第10項 打者が助走を始めたら、走者は塁に触れていなければならない。ボールが蹴られる前に離れたらアウトになる。 （離塁アウト）

第11項 前位の走者に後位の走者が触れた時、及び追い越した時は、後位の走者がアウトになる。

第12項 打者が走者になり、1塁に向かう場合はファウル地域のベースに触塁しなければならない。触れた後の走り越しをしても直ちに帰って、フェア地域のベースに帰塁すれば良い。

フェア地域に触れた後は、他の塁と同一の方法でアウトにされる。

- (2) 打者が走者になり、1塁を走り越した後にフェア地域のベースに帰塁しないで2塁に向かって走塁を企てた場合は、アウト免除の資格を放棄したとしてボールタッチでアウトになる。

- 第13項 走者が塁を放棄した場合、この時は野手がボールをベース上で保持するか、走者にボールをタッチすればアウトとなる。又、塁を放棄しエンドライン（試合場境界線）を出たとき。
- 第14項 打者がフェアボールを蹴って走者となり1塁へ進むとき、本塁方向へ逆走した場合。
- 第15項 走者が守備動作を、妨げたり、試合進行中のボールを故意に妨害した場合。
- 第16項 走者がスライディングをして守備妨害を宣告された場合。（スライディングは禁止）

〔走者が安全に進塁できる場合〕

- 第20条 次の場合は、走者はアウトにされることなく進塁できる。
- 第2項 打者が走者になった時、蹴ったフェアボールが野手に触れる前にフェアグラウンド内に居る走者に触れた場合は、蹴った走者は安全に1塁へ進む。
- 第3項 打者が蹴る前にキャッチャーがキャッチャーサークルを出た場合。
- 第4項 前項の(第2項・第3項)理由で占有している塁を譲らなければならない場合。
- 第5項 走者が妨害を受け進塁を阻止された場合。(オブストラクション) 但し、ボールを保持しタッチしようとしているか、蹴られたボールを守備している場合を除く。試合進行中なので、他の走者は進塁を継続でき、妨害された走者も次塁への安全進塁権を与えられて、その塁に触れた後は危険をおかして進塁することができる。
- 第6項 野手が走者をアウトにしようとした投球や守備損ねたり、走者に触れたりしてボールが試合場境界線(エンドライン)を越えたときは「占有している塁」よりさらに1個の進塁が与えられる。この時は野手や走者、審判員に触れた、触れない、は関係ない。投球のボールが試合場境界線(エンドライン)越えたときに、走者の位置で違ってくる。また、後位の走者により塁を明け渡す場合は、前位の走者はアウトにされることなく次塁へ進める。
- 第7項 走者はホームベースにボールがタッチされる前に達している塁を占有できる。

〔走者が安全に塁に戻る場合〕

- 第21条 次の場合は、走者はアウトにされることなく、占有していた塁に戻るなければならない。
- 第2項 審判員がファウルボール及び、ファウルを宣言したとき。
- 第3項 守備妨害でアウトを宣告した場合、他の走者は戻る。
- 第4項 野手がボールを本塁ベースにタッチした時点で走者が進塁するベースに触塁していなかった場合。
- 第5項 ある塁で、走者がスライディングをして守備妨害を宣告された時の他の走者は戻る。
- 第6項 打者がフェアボールを蹴って走者となり1塁へ進む時、逆走してアウトになったときの他の走者は戻る。

試合に関する規定

〔用語の定義〕

- 第22条 用語は、下記のように定義する。
- (1) アピールとは規則違反の試合にたいし、プレイを行い審判員に申し出て適正な判断を承認してもらおう。動作または言動で行う。(アピールプレイ)
当該プレイヤーと監督がアピールをすることができる。
- (2) ボールデット(試合停止球)は試合停止で審判員が開始を宣告するまで再開されない。
- (3) ボールインプレイ(試合進行球)は試合進行中なので攻撃・守備など規則に添ってプレイする。
- (4) インターフェア(守備妨害)及びオブストラクション(走塁妨害)とは守備・攻撃を遂行しようとしているのを妨害することを云う。蹴る前に、キャッチャーがサークルを出たり、走者が危険なスライディングをしたとき、打者がフェアボールを蹴って走者となり1塁へ進む

ときに本塁方向へ逆走した場合などに宣告する。

- (5) タッチアップとは、フライボールが野手に捕球された時に進塁を企てる行為をいう。タッチアップの離塁の時期は野手が最初に触れた時とする。
- (6) 離塁アウトとは、塁上の走者が、打者が蹴る前に（笛が吹かれて打者が蹴る為に走り出して蹴る直前迄）に塁を離れた場合に宣告される。
- (7) 3フィートラインとは、塁間を結ぶ直線を中心に左右3フィートすなわち6フィートの幅の地帯を通常の走路とみなす場所である。

走者が野手のタッチを避けて走路内から走路外へ出たときはアウトになる。走者が走路外にいたときは、走路から遠ざかるように避けた場合は直ちにアウトになる。走路内に戻るようにしてタッチを避けた場合は、走者と塁を結ぶ直線から3フィート以上離れたならアウトになる。

〔試合停止球〕

第23条 試合停止球は、下記のように定義する。

第2項 ファウルボールのフライが合法的に捕球されなかった場合。

第3項 守備妨害があった場合（ある塁で、走者がスライディングをして守備妨害を宣告されたときも含む）

第4項 蹴ったフェアボールが野手に触れる前に走者に触れた場合。

第5項 ボールがコーチャーに触れた場合。

第6項 ボールが境界線（エンドライン）を越えた場合。

第7項 離塁アウトが宣告された場合。

第8項 蹴るより早く、キャッチャーがサークルを出た場合。

第9項 打者がフェアボールを蹴って走者となり1塁へ進む時、逆走してアウトになった場合。

〔試合進行球〕

第24条 試合進行球は、下記のように定義する。

第2項 フェアボール又はファウルボールのフライが、合法的に捕球された後。

第3項 蹴ったフェアボールが野手に触れてから、走者若しくは審判員に触れた場合。

第4項 第23条に規定された場合を除く全ての場合。

審判に関する規定

〔審判員とその任務〕

第25条 審判員は本規則の各条項を執行する権利と義務を有する。監督、コーチ、スコアラー、他の人々及び選手にたいし試合進行をスムーズに行うために必要と認めた行為及び規則違反者にたいして処罰する権限を有する。原則として、審判員は主審1名・塁審3名・記録員2名の計6名で構成する。

第2項 主審は、試合の全てを遂行する権限を持ち、塁審の行うべきことを除く全てを裁定する。試合開始、一時停止、再開、中止、終了、打者へ助走開始の笛を吹く、選手交代、没収試合等を行う。

第3項 塁審は塁に関する裁断を下す最適な場所に位置し、1塁、2塁、3塁に於ける全ての判定を下す。試合に関する規則の執行にあたり、主審の補佐をし、放棄試合の宣告を除き選手に制裁を科したり、退場を命ずるなどに関して主審と同等の権利がある

第4項 記録員は試合全般の記録をする。主審・塁審の問いに答えられるよう任務を行う。

第5項 いずれかの審判員が権限に基づき下した宣告に対しては、意見を求められない限り、他の審判員は、批評を加へたり干渉することはできない。

第6項 審判員の宣告が規則上誤りである旨を申し出で、変更を要求できるのは、監督、当該プレイヤーに限られるが、この要求を受けた審判員が宣告の適否について疑問が有ったら、他の審判員と協議し返答する。

- 第7項 監督、コーチ、スコアラー、選手などが、審判員のいうことを聞きいれなかったり、審判員に暴力を振るったりしたときは退場を宣告する。
- 第8項 選手、監督、からタイムの要求があった場合は、試合進行を注視し、停止状態にある時に「タイム」を宣告し試合停止に応じる。
- 第9項 審判員は、妨害行為があっても、相手側に何等の影響が無いと認めた場合は、拒む事ができる。

[審判の宣告に対する抗議]

- 第26条 審判員の判定を基礎として下された宣告には、抗議ができない。
- (1) 打者の蹴った球がフェアボールかファウルボールか。
 - (2) 打者および走者がアウトかセーフか。
 - (3) 走者がボールに触れたか触れないか。
 - (4) 飛球が捕球されたか捕球されていないか。又、走者の離塁が早いか遅いか。
 - (5) 妨害が有ったか否か。
 - (6) ボールが本塁にタッチされたとき、走者の触塁が早いか遅いか。
 - (7) 試合を継続か否か。
 - (8) タッチアップをしたか、しないか。
 - (9) その他、審判員の判断を基礎として下される宣告に対して。
- 第2項 審判員の判定が、規則に不適當な宣告のときには抗議を許される。
- 第3項 審判員の判定が規則に反していたときは、判定を正し、試合を再開する。
- 第4項 抗議が受け入れられないときに、判定に従わなかった場合は放棄試合が宣告される。(違反者が退場命令に従ったときは、違反者を除外し試合を再開することは差し支えない。)

関東フットベースボール連盟

(平成18年10月21日)発効

(平成24年 6月9 日)改定